

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鎌田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西村 元宏	香芝市鎌田六七八一
〃	小川 元祥	〃 七一三
〃	宇野 嘉一	〃 六六一
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九一
〃	西村 政博	〃 五二四一二
監事	鎌田 勝朗	〃 一八五一五
〃	葛本 富一	〃 三九九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西村 元宏	香芝市鎌田六七八一
〃	小川 元祥	〃 七一三
〃	宇野 嘉一	〃 六六一
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九一
〃	西村 政博	〃 五二四一二
監事	葛本 富一	〃 三九九一
〃	平木 康友	〃 四九三一三